

## 一般事業主行動計画

社員全員が働きやすい環境を整えることにより、女性が活躍できる雇用環境の整備を図るとともに、社員各々がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 2. 内容

**目標 1：子供を育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営**

<対策>

平成 29 年 4 月～社員環境の現状把握

平成 29 年 6 月～保育施設の計画立案

平成 32 年 4 月～施設運営開始予定

**目標 2：年次有給休暇の取得推進**

<対策>

平成 29 年 4 月～前年度年次有給休暇の取得状況について実態把握を行い、結果から問題点を検討し対策を講じる。